

市第 196 号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
平安公園（プール及び子供用プールに限る。）及び岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号	株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
入江町公園（プール及び子供用プールに限る。）、白幡仲町公園（子供用プールに限る。）及び六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座4丁目12番15号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄	同
元町公園（プールに限る。）、弘明寺公園（プール及び子供用プールに限る。）及び中村公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都渋谷区笹塚2丁目1番6号	丸誠・フクシ・エンタープライズグループ 代表者 高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社 代表取締役社長 渋谷 正道	同

<p>野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）及び大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）及び鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）</p>	<p>東京都中央区銀座4丁目12番15号</p>	<p>オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄</p>	<p>同</p>
<p>洋光台南公園（プール及び子供用プールに限る。）、芦名橋公園（子供用プールに限る。）、磯子腰越公園（プール及び子供用プールに限る。）及び森町公園（プール及び子供用プールに限る。）</p>	<p>東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号</p>	<p>株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治</p>	<p>同</p>
<p>富岡八幡公園（プール及び子供用プールに限る。）</p>	<p>東京都中央区銀座4丁目12番15号</p>	<p>オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄</p>	<p>同</p>

菊名池公園（プールに限る。） 及び綱島公園（プール及び子供用プールに限る。）	同	同	同
千草台公園（プール及び子供用プールに限る。） ）、茅ヶ崎公園（プールに限る。） 及び山崎公園（プール及び子供用プールに限る。）	同	同	同
しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。） 及び宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都渋谷区笹塚2丁目1番6号	丸誠・フクシ・エンタープライズグループ 代表者 高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社 代表取締役社長 渋谷 正道	同

提 案 理 由

平安公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

オーエンスグループの構成員

- 1 東京都中央区銀座 4 丁目 12 番 15 号
株式会社オーエンス
代表取締役社長 大 木 一 雄
- 2 大阪府中央区平野町 2 丁目 3 番 7 号
株式会社ウェルサイエンス
代表取締役社長 大 木 一 雄

丸誠・フクシ・エンタープライズグループの構成員

- 1 東京都渋谷区笹塚 2 丁目 1 番 6 号
高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社
代表取締役社長 渋谷 正 道
- 2 東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役社長 福 士 昌

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）